令和　５年　３月
関 東 運 輸 局

令和５年度　最 低 賃 金 状 況

令和５年度の関東管内における船員に係る最低賃金は次のとおりである

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

① 適用する最低賃金

職　員　　月額　２５２，９００円　（令和４年度　２５１，５５０円）

（ただし、船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者は、注）①

月額　２３６，１５０円　（令和４年度　２３４，８００円）

部　員　　月額　１９４，３００円　（令和４年度　１９２，９５０円）

（ただし、海上経歴３年未満の部員は、注）②

月額　１８４，７００円　（令和４年度　１８３，３５０円）

② 効力発生の日　令和５年４月１日

２．関東海上旅客運送業最低賃金

① 適用する最低賃金

職　員　　月額　２４８，４００円　（令和４年度 ２４７，４００円）

部　員　　月額　１８７，０００円　（令和４年度 １８６，０００円）

②効力発生の日　令和５年４月１日

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金

① 適用する最低賃金

一人歩船員　　月額　１９５，２００円　（令和４年度 １９３，２００円）

ただし、月払いとする。ここで一人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定にあたり、一人歩、一人代その他名称の如何を問わず基準となる配分歩合単位１単位を有すると認められる船員又は同程度の船員とする。

② 効力発生の日　令和５年４月１日

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金

① 適用する最低賃金

一人歩船員　　月額　１９５，５００円　（令和４年度 １９３，５００円）

ただし、月払いとする。ここで一人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定にあたり、一人歩、一人代その他名称の如何を問わず基準となる配分歩合単位１単位を有すると認められる船員又は同程度の船員とする。

② 効力発生の日　令和５年４月１日

５．前記４業種最低賃金の適用事項

①適用する最低賃金に参入しない賃金（１．～４．共通）

（１）通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

（２）夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金（漁業を除く）
（３）臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
（４）予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
（５）１か月を越える期間ごとに支払われる夏期・年末手当・賞与その他これに準ずる賃金
（６）通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

②適用する使用者及び適用する船舶の範囲

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業

関東運輸局の管内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船舶の所有者であって、国内の各港間のみ（湾内のみを含む）を航行する船舶のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数１００トン未満の鋼船、木船の船舶所有者

２．関東海上旅客運送業

関東運輸局の管内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船舶の所有者であって、旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿岸区域を航行区域とする総トン数１００トン未満の船舶及び１００トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大速力で、２時間以内に往復できる区域内に限定されている船舶の船舶所有者

３．関東漁業（沖合底びき網）

関東運輸局の管内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船舶の所有者であって、沖合底引き網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和３８年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

４．関東漁業（大中型まき網）

関東運輸局の管内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船舶の所有者であって、大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和３８年農林省令第５号）第２条第７号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

なお、上記以外の船舶で、
○国内の各港間のみ（湾内のみを含む。）を航行する船舶のうち、
・沿海区域を航行区域とする総トン数１００トン以上の鋼船・・大臣決定の最低賃金適用

全国内航鋼船運航業最低賃金
職員　２５１，７５０円
職員（若年船員）
　　２３５，３００円
部員　１９３，１５０円
部員（経歴３年未満）
　　１８３，８５０円
効力発生日:令和５年２月19日

○旅客運送の用に供する船舶以外で、国際航海に従事する船舶・・・最低賃金法の適用なし

○サルベージ業に従事する船舶・・・・・・・・・・・・・・・・・・最低賃金法の適用なし

○旅客運送の用に供する船舶で、上記２．を適用する船舶以外の船舶
・・・・・・・・・・・・・・・大臣決定の最低賃金適用

全国海上旅客運送業最低賃金
職員　２４８，３５０円
事務部職員　１９４，２５０円
部員　１８６，９００円
効力発生日:令和５年２月19日

○かつお・まぐろ漁業又は大型いかつり漁業に従事する漁船・・・大臣決定の最低賃金適用

かつお・まぐろ漁業
一人歩船員　１９９，３００円
効力発生日：令和５年１月25日
大型いかつり漁業
一人歩船員　２０３，３００円
効力発生日：平成26年12月20日

○かつお・まぐろ漁業、大型いかつり漁業、上記３及び４、以外に従事する漁船
・・・・・・・最低賃金法の適用なし

注）① 関東内航鋼船運航業及び木船運航業の職員のうち、船舶職員養成施設の当該課程ごとに定める期間とは、海員学校本科、（独）海技教育機構海技士教育科海技課程本科又は水産系高等学校の課程（船舶職員養成施設として指定等を受けている課程）を修了した者については４年６月を、海員学校乗船実習科又は（独）海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科を修了した者については４年を、海上保安学校本科、海員学校インターンシップ課程（本科）又は（独）海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）を終了した者については３年６月を、海員学校専修科、（独）海技教育機構海技士教育科海技課程専修科、水産系高等学校専攻科の課程（船舶職員養成施設として指定等を受けている課程）、海技大学校海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）、海技大学校海上技術科（航海科、機関科）又は（独）海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）を修了した者については２年６月を、商船高等専門学校の課程（船舶職員養成施設として指定等を受けている課程）、海員学校インターンシップ課程（専修科）又は（独）海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）を修了した者については２年を、（独）海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）を修了したものについては６月とする。

② 海上経歴３年未満の部員の海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科又は司ちゅう・事務科又は（独）海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については３年を、その他の海員学校の卒業者又は（独）海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、水産系高等学校の課程（船舶職員養成施設として指定等を受けている課程）の卒業者については２年を、その他の高等学校卒業者については１年をそれぞれ海上経歴とみなす。